

# 能登町公衆無線LANガイドライン

平成28年2月8日

## 目次

1	はじめに	1
(1)	能登町公衆無線LANガイドライン制定の目的	1
2	背景	1
(1)	日本国内における公衆無線LANの現状	1
(2)	能登町の公衆無線LANの現状	2
3	提供者のためのセキュリティガイドライン	2
(1)	適切な情報セキュリティ対策	2
(2)	利用者への周知・啓発	3
4	利用にあたっての注意事項	4
(1)	重要な情報はSSLで行うこと	4
(2)	端末のファイル共有機能を解除すること	4
(3)	その他の注意事項	4
5	サービス提供の重要ポイント	4
(1)	認知度向上	4
(2)	設置場所・利用者数	5
(3)	能登町公衆無線LANの使いやすさ	5
(4)	コンテンツ・サービス、アプリとの連携	5
(5)	外国人利用者への対応	5
(6)	持続可能な仕組みづくり	5
(7)	効果検証と改善策	5
6	おわりに	6
7	用語	7

## 1 はじめに

### (1) 能登町公衆無線LANガイドライン制定の目的

公衆無線LANは、防災・減災や行政サービス、福祉といったさまざまな分野での課題解決の役割を果たすことが期待されていることから、国や地方自治体において今後ますます整備されることが予想される。能登町においても、第3次能登町行政改革大綱で公共施設等の公衆無線LAN環境整備を掲げ、行政サービスの向上を目標としている。このため公衆無線LANについて、その安心安全な利用や普及拡大に関する課題の整理を行いつつ、能登町公衆無線LANの必要な指針を示すことを目的とする。

本ガイドラインの主な対象者としては、来訪者へのサービスとして、「公衆無線LANを提供している」又は「公衆無線LANの提供を検討している」民間店舗や公共施設を対象としている。

## 2 背景

### (1) 日本国内における公衆無線LANの現状

無線LAN機能を搭載したモバイル端末の普及を背景として、無線LANを利用する機会が増えてきている。最近では、ゲーム機器やカメラ、テレビ等にも無線LAN機能の搭載がみられるほか、近年のスマートフォンの飛躍的な増加とともに、公衆無線LANサービスのアクセスポイントが増加してきており、家庭においても宅内ルータによる無線LAN利用が増えてきている。

公衆無線LANは、近年、公衆無線LANサービスを主たる事業とする事業者のほか、携帯電話事業者やFTTHサービスを提供する事業者がサービスを提供したり、一般の店舗や商店街、自治体が公衆無線LAN環境を提供したりするなど、様々な提供主体によるサービス提供によって活況を呈している。

また、携帯電話事業者は、増大する移動通信トラフィックについて、携帯電話ネットワークの設備増強等を行うとともに、公衆無線LANなど携帯電話回線以外に迂回させる対策（オフロード）を積極的に進めており、既に数十万に上る公衆無線LANアクセスポイントを整備している。

一方、外国人観光客を中心に公衆無線LANサービスの充実に対する要望が強く、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、国内外の観光客が手軽に情報を入手できるよう、観光拠点等における公衆無線LAN環境の充実が求められている。

他方、公衆無線LANの提供に関し、様々な課題も出てきている。繁華街等の人が多く集まる場所等において、公衆無線LANに繋がりにくい状況が発生していることや、安心安全な利用に関する利用者への情報提供が必ずしも十分とはいえないこと、公衆無線LANサービスの運営方法についての問題事例も指摘されている。

公衆無線LANの整備は、官民連携が有効に機能するモデルであり、交通拠点、ホテル、コンビニ、飲食店、自販機等での民間主導の整備と連携しながら、公共的な観光拠点や防災拠点など投資インセンティブが働きにくい部分は町主導で補完し、地域全体での整備を推進することが重要である。

## (2) 能登町の公衆無線LANの現状

能登町内でも文化施設や公共宿泊施設については、各施設のインターネットを利用し公衆無線LANを設置しているほか、石川県能登スマートドライブプロジェクトとして、寄り道パーキング春蘭の里、柳田植物公園の各EV/PHV充電スポットに公衆無線LANが設置されている。

また、全国規模の協議会が定義するFREESPOTと呼ばれる公衆無線LANに加入している民間店舗や公共施設が、能登町では37箇所登録されている。平成27年度には、町が整備する公衆無線LANとして、「宮地交流宿泊所こぶし」と「能都健民テニスコート」の2箇所に設置する予定である。

一般的に、自治体が整備する公衆無線LANは、訪日外国人や観光客等の利便性向上を目的とした整備・運用が多いが、一定数の訪日外国人が来訪しなければ利用率が低迷する可能性が高い。

能登町の公衆無線LANが継続的な利用を確保するためには、訪日外国人への利便性向上とともに、住民や国内からの来訪者の利便性向上等を目的としたサービスを公衆無線LANから提供する必要がある。

例えば、災害時のインターネットアクセスを確保するために、公衆無線LANはその役割の一端を担うことができる。また、来訪者の周遊につなげるため、店舗や商店街等が公衆無線LANを経由しクーポン等を配信する等、公衆無線LANは地域活性化やビジネスの活性化に有効であり、今後、利用率の高い能登町公衆無線LANを多く整備されることが望まれる。

## 3 提供者のためのセキュリティガイドライン

### (1) 適切な情報セキュリティ対策

公衆無線LANは便利で来訪者にも喜んでもらえるサービスであるが、悪意のある者からは格好の標的になることがある。公衆無線LANの利用に際して適切な情報セキュリティ対策がなされていない場合、利用者は通信内容の傍受や改ざんといった情報セキュリティ上の脅威にさらされることとなる。また、アクセスポイントが悪質な書込み、コンピュータウイルスの配布等に利用されるなど、安心・安全な通信環境が阻害されるおそれがある。このため、公衆無線LANサービスの提供に当たっては、利用者の保護及び安心・安全な通信環境の確保の観点から、能登町公衆無線LANでは、次のセキュリティ対策を講

ずるものとする。

ア 強固な暗号化を設定

WPA/WPA2による暗号化を設定すること。WEPによる暗号化は脆弱性が明らかになっているため使用しない。

イ 公衆無線LANで接続している端末同士の通信遮断

「ネットワーク分離機能」や「プライバシーセパレータ機能」と呼ばれる設定によって、公衆無線LANで接続されている端末同士の通信を遮断すること。

ウ 公衆無線LAN利用者への適切な情報の開示

利用者が安心して公衆無線LANを利用できるように、以下の情報を提供すること。

- ・サービスの提供者、料金や利用時間などの利用条件
- ・暗号化方式やアクセスログ保管などのセキュリティ対策の内容
- ・公衆無線LANの危険性と安全な使い方 等

エ 個人情報保護・通信の秘密保護

公衆無線LANの利用IDを発行するために取得した利用者の氏名や住所、メールアドレス等の個人情報は、適切に取り扱うこと。業務上必要な場合にのみ、利用者の通信履歴を記録・保存すること。

オ アクセスログの保管

接続した端末の情報やエラー情報等のアクセスログを1か月以上保管し、悪意ある利用が明らかになった場合にその状況を確認できるようにすること。

カ 公序良俗に反するコンテンツのフィルタリング

利用者の事前同意を得て、公序良俗に反するコンテンツのフィルタリングを実施すること。

キ その他、次のようなセキュリティ対策を行うこと

- ・一回あたり利用時間の制限
- ・利用者登録の実施
- ・メール送信の制限

## (2) 利用者への周知・啓発

無線LANは、コンピュータウイルス感染等のインターネット利用における情報セキュリティ上の脅威一般に加え、有線と比較して傍受等が容易な無線を利用することに起因する脅威にもさらされている。これらの情報セキュリティ上の脅威について対策を怠ることは、安心・安全な情報通信利用環境を阻害し、利用者のみならず、公衆無線LANサービスを提供する事業者にも不利益をもたらすこととなる。

したがって、公衆無線LANサービスを提供する事業者は、自らが情報セキュリティ対策に関する取組を積極的に実施することに加え、利用者に対し無線LAN利用における情報セキュリティ上の脅威、情報セキュリティ対策の必要性及び具体的方法等に関する啓発

を行うことにより意識を向上させるとともに、利用者が情報セキュリティ対策を取りやすい環境整備を行うなど、サービスを提供する事業者側における対策と利用者側における対策を車の両輪として推進していくことが重要である。

#### 4 利用にあたっての注意事項

パソコンやスマートフォンから、ケーブルを気にすることなく利用できて便利な公衆無線LANは、電波を使って情報をやりとりするため、利用者自身も適切な情報セキュリティ対策を取ることが必要となる。公衆無線LANを便利に安心して利用するために、利用者が最低限取るべき情報セキュリティ対策は次のとおりである。

##### (1) 重要な情報はSSLで行うこと

インターネットは、一般に通信内容を盗み見られる危険性があり、公衆無線LAN利用時には、ケーブルの代わりに電波を使っているため、その危険性が高まることになる。

そのため、ID・パスワード等のログイン情報、クレジットカード番号やセキュリティコード、暗証番号といった決済に関する情報のほか、プライバシー性の高い情報など大事な情報を公衆無線LANでやりとりする場合には、SSLにより暗号化がされていることを確認すること。

##### (2) 端末のファイル共有機能を解除すること

公衆無線LANを利用する際に、ファイルの共有機能が有効になっていると、他人からパソコンやスマートフォン内のファイルが読み取られたり、ウイルスなどの不正なファイルを送り込まれたりする危険性がある。ファイル共有機能の利用は、個人の無線LANに接続したときに限るようにし、公衆無線LAN利用時には解除すること。

##### (3) その他の注意事項

大容量データのダウンロードやアップロード、ファイル交換ソフト（又はファイル交換ソフトに類似するオンラインストレージサービス等を含む）の使用等、公序良俗・公共の福祉に反するサイトへの接続、不特定多数に大量のメールを送信する等の行為を禁止する。

#### 5 サービス提供の重要ポイント

能登町公衆無線LANサービス提供において、効果を最大限に高めるための重要ポイントは次のとおりである。

##### (1) 認知度向上

他機関から提示される周知・広報活動を効果的に活用し、能登町公衆無線LANについて、利用者に知られやすいようにすること。

## (2) 設置場所・利用者数

能登町への観光客の動線、回遊を考慮して設置場所・エリアを設定すること。また、観光スポットやイベントの想定集客数に対して、十分なユーザー数が利用可能な設備とすること。

## (3) 能登町公衆無線LANの使いやすさ

誰でもその場で簡単に利用できるように、周知手段や認証方式等が工夫されなければならない。全国的に展開されている公衆無線LANサービスと、能登町内の公衆無線LANサービスが相互利用できるように、認証連携などを工夫すること。

## (4) コンテンツ・サービス、アプリとの連携

観光客の行動を促進し、能登町内の観光関係者にとって効果が大きくなるように、公衆無線LANだけでなく関連するコンテンツやサービス、アプリなどとの連携も含めて全体が設計されていることが望ましい。

例えば、観光拠点の周遊を促進させるアクセスポイントスタンプラリーや、利用者のブラウザに対して、能登町からのお知らせや、店舗からの情報バナーを表示するポップイン機能等のサービスを提供することが考えられる。

## (5) 外国人利用者への対応

公衆無線LANに対する外国人旅行者のニーズは高く、宿泊施設や観光施設、交通施設、飲食・商業施設等における整備が求められている。このため、能登町公衆無線LANサービスでは、利用開始画面、関連Webサイト、提供しているコンテンツにできるだけ多言語を対応させることが望ましい。

## (6) 持続可能な仕組みづくり

無線LANサービスの提供を続けていくために、ランニングコストを考慮し、運用費用の確保や民間のリソース活用など、持続的に能登町公衆無線LANを維持し、拡大していく仕組みをつくる。

## (7) 効果検証と改善策

アクセスポイントの利用状況（接続数、利用時間等）に基づいて集客や回遊の効果を検証したり、利用者アンケートなどを実施するなどして、効果検証を行い、必要な改善策を措置することが望ましい。

## 6 おわりに

総務省と観光庁が協力して、無料公衆無線LAN環境の整備のための体制づくりを行うため、無料公衆無線LAN整備促進協議会が設立され、整備促進、周知・広報、利用手続きの簡素化に係る取組を推進している。例えば、事業者の垣根を越えて一度の登録で無料公衆無線LANスポットの利用ができるよう、認証連携の方策を検討している。

当町においても、近隣市町と連携して効率的かつ効果的なサービスの向上や地域活性化を推進していくため、今後の国の動向を注視していく必要がある。

公共無線LANは、住民が様々な人や関係機関と連携し協働することを可能にするとともに、人と人との絆を再生する役割を担うツールである。能登町における課題解決、絆の補完、新たなビジネスや価値の創出等、地域の活性化に貢献することを期待する。



## 7 用語

本ガイドラインにおける用語は、それぞれ以下の意味において使用するものとする。

### 無線LAN

無線LANとは、無線を用いてデータ通信を行う方式のこと。LAN（Local Area Network）に接続する、近距離通信を行う仕組みのためこのように呼ばれる。一般的には、無線LANのアクセスポイントからルータを経由してインターネットにアクセスするために利用される。無線LANには複数の規格があり、IEEEで標準化が行われている。現在主流となっている通信規格は、IEEE 802.11グループで標準化された伝送規格等を用いるものであって、特に2.4GHz帯又は5GHz帯の周波数帯の電波を使用するものを指す。無線LANには複数の方式があり、Wi-Fiという方式が一般に普及している。Wi-Fiという意味で無線LANという用語が使われることも多い。

### 公衆無線LAN

公衆無線LANとは、提供者が定める条件に従っていれば、誰でも自由に使える無線LANのこと。個人や会社で設置している無線LANはパスワードなどを用いて利用者を制限しているが、公衆無線LANでは、サービスに申し込む、あるいは公衆無線LANを設置した施設・店舗を利用するなどの条件で、多くの人が利用できるように開放されている。

### 公衆無線LANサービス

公衆無線LANサービスとは、店舗や公共の空間などで提供される、無線LANによるインターネット接続サービスのこと。無線LAN機能を持ったノートパソコンやスマートフォン、携帯ゲーム機で利用でき、街中や旅先で通信料金を気にせず高速なネット接続を享受することができる。利用にあたっては、あらかじめ提供者と契約を結び会員として利用する方法や、利用場所で一時的に利用権を取得して利用する方法等がある。

### アクセスポイント

アクセスポイントとは、通信ネットワークの末端でコンピュータなどからの接続要求を受け付け、ネットワークへの通信を仲介する施設や機器のこと。無線LANを構成する機器の一種で、ネットワーク内の機器間の通信を中継する。有線ネットワークや有線接続機器へ接続するための装置を無線LANアクセスポイント、あるいは、無線アクセスポイント、Wi-Fiアクセスポイントなどという。